

2014 年度 ICCS 国際シンポジウム 「四中全会における〈法治〉と日中関係をめぐる諸相」

開催趣旨

2014 年 10 月 23 日、中国共産党の第 18 期中央委員会第四回全体会議（四中全会）が閉幕した。同日発表された 5200 字余りの会議コミュニケにおいて「法治」が 58 回、「法による国家統治」が 23 回、「党による指導」が 13 回使用され、「法治」と組み合わせた「法治国家」「法治政府」「法治社会」「全国国民の法治観念」「社会主義法治文化」「基層ガバナンスの法治化」「法による軍統治」などもあった。

これに先立つ 9 月 24 日、習近平国家主席は、孔子生誕 2565 周年記念国際学術シンポジウムならびに国際儒学連合会第 5 回委員大会開幕式に出席し、「孔子の創った儒家学説およびそれを基に発展した儒家思想は、中華文明に深い影響を与えた、中国伝統文化の重要な構成要素だ。儒家思想は中華民族の形成・発展過程で生まれた他の思想文化と共に、中華民族が古来国家建設の奮闘の中で繰り広げた精神活動、行った理性的思考、創造した文化的成果を記録し、中華民族の精神的追求を反映しており、中華民族にとって尽きることなく存在し続け、発展し、大きくなる重要なエネルギーだ。中華文明は中国の発展に深い影響を与えただけでなく、人類文明の進歩にも重大な貢献を果たした」とする「重要談話」を発表している。

周知のように、中国の歴代王朝は、伝統的に法家と儒家との対比的関係に代表されるような、「人による支配」と「法による支配」の理想を混合した特色を持っており、現在に至るまで続いている。その場合「法治」とは、むしろ「law and order(法と秩序)」と表現されるべきであるかもしれない。

いずれにせよ、こうした四中全会における「法治」強調の真意はどこにあるのか。中国の国民や日中関係にどのような影響を及ぼす可能性があるのか。あらためて集中的に検討しておいて然るべきであろう。

上述の会議コミュニケにおいては、具体的に、相続法や婚姻法など個別の法律で対応してきた民法分野の法律を整理し法典として体系的に網羅した「民法」を定める方針を明らかにし、経済に関わる基本法制を整備して経済の市場化を一層加速させるべく、「開放型経済の新体制の構築を促進する」と強調しながら、「法に基づいてマクロ経済の調整と市場の管理監督などを強化・改善し、公平な競争的市場秩序を守る」とも明記され、投資や土地管理を巡る法律を整え、市場での流動性を高め、税財政や金融分野の法律も整備し、野放図になりがちな地方政府の財政引き締めと中央政府による地方財政への管理強化を意図したものであると解釈されている。

また、習近平は、党総書記、中央軍事委員会主席として、軍にも「法治」の徹底を指示し、軍内での汚職追放対策を強めるために軍の規律監察体制を改革する方針も盛り込み、これまで十分とはいえなかった軍への統制強化と人事掌握につなげるものと考えられている。さらに、反腐敗運動をめぐって、収賄罪の対象とする賄賂の種類を拡大など反腐敗関連の法律を厳しくし、治安対策では、一部ウイグル族による暴力事件を念頭に「テロ組織や民族分裂勢力」などへの取り締まり強化を行い、「民主派」によるデモが続いていた香港情勢についても「法に基づいて中央権力を行使し、高度な自治を保障しつつ、外部勢力の介入を防ぐ」としていた。

さらには、10 月の中国共産党政治局員勉強会で中国史にみる国家統治のあり方について講演した際、習近平党総書記が古典から引用した十の故事成句（「民惟邦本」「政得其民」「礼法合治」「徳主刑輔」「為政之要莫先于得人」「治国先治吏」「為政以德」「正己修身」「居安思危」「改易更化」）も注目されている。現代中国における構造的変容の特徴をより深く理解していくには中国における「伝統」をどのように「革新」しようとしているのかという視座もまた、極めて重要になっているといえよう。

今回の国際シンポジウムでは、上述のような視座を踏まえたさまざまな研究領域からの議論によるブレインストーミングを企図している。